

09年の「税制改正」のポイント!

1 売却した株式や投信の利益に対する10%課税が延長!

2011年
まで!

株や投信を売った利益は「譲渡所得」となり10%の税金(所得税7%+住民税3%)がかかる。申告分離課税なので給与や配当金などの所得とは別立てだ。2009年度税制改正では税率10%の軽減税率が11年まで延長されたのであと2年はこのまま。12年からは20%に戻る。

所得税
7%

+

住民税
3%

PART



株&投信編

2 株の損益と投信の損益が通算できるようになった!

投信の解約・償還による値上がり益

08年
配当所得

⇒

09年
譲渡所得

投資信託を換金する時、証券会社や投信の種類によっては「解約請求」か「買取請求」かと聞かれたはず。以前は解約請求を選ぶと配当所得、買取請求を選ぶと譲渡所得となった。それが09年からどちらを選んでも譲渡所得に。おかげで株の損益と通算できるようになった。

3 株の損と配当金・分配金が損益通算できるようになった!

【例】

株の損
-30万円

+

配当金
10万円

株の損失(上場株式等の譲渡損失)と株の配当や投信の収益分配金との通算ができるようになるのも09年から。通算する時は申告分離課税を選び、確定申告することが条件。総合課税を選んで確定申告すると配当控除が受けられるが株の損失との通算はできないので注意!

⇒ 配当で源泉された1万円が戻る!

損益通算できる範囲が広がった!

今年の目玉は配当金 株の損と合算して税金を 取り戻せる!

2009年の税制改正は投資家に優しい内容だ。10%の軽減税率延長もうれいけれど、それ以上に損益の通算ができる範囲が広がり、配当金と株の損が相殺できるようになったことが最大のプレゼントだ!

配当と通算するために申告分離課税を選ぶ

自民党政権の置きみやげとなった2009年の税制改正。株の売買や投資信託の売却などの投資関連で押さえておきたいポイントが3つある。

①株の売却益(ETFやREITなどを含む上場株式等の譲渡益)にかかる税率10%という軽減税率が11年まで延長されたこと。

08年4月に決まった税率でも10%は維持されていたけれど、それは500万円以下の部分のみ。

500万円を超えると20%という本来の税率が適用される予定だった。それが09年の税制改正でいくらか下がった。なお12年からは本来の20%に戻る。

②投資信託を償還前に換金する

③株の配当(上場株式等の配当) 課税も11年まで10%の軽減税率が適用される。加えて目玉となるのは08年の税制改正で決まっていた株の損失(上場株式等の譲渡損失)と株の配当や投信の収益分配金との通算ができるようになったこと。ただし通算する時は申告分離課税を選び、確定申告することが条件だ。

税金を
減らす

重要キーワードは 「損益の通算」と覚えて

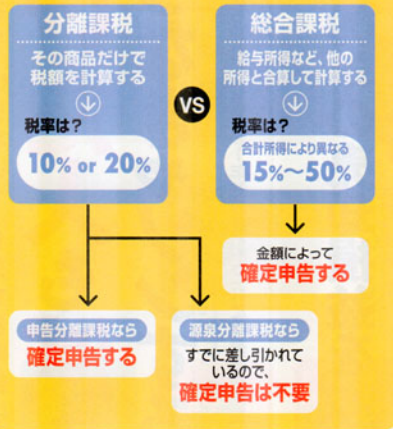
通算できる相手を
確認しておこう

その年に得た利益と発生した損失を差し引きすることを「損益の通算」という。通算した結果、利益が減ったり赤字になれば納めべき税金も少なくなる。09年に部でも損を出した人は要チェック！ただし、金融商品ごとに税金の種類が違うので、なんでもかんでも通算できるとは限らない。下に代表的な3つのグループを紹介したが、それぞれ同じグループ内でなければ損益の通算はできないので覚えておこう。



金融商品は商品ごとに税金が違う!

「分離課税」は他の所得とは分離して課税する方式だ。税率は所得にかかわらず一定。「総合課税」は他の所得と合算するため所得の多い人ほど税率が高くなってしまふ。



新設!

それぞれの
配当金・配当金も
損益通算
できることに!



分離課税 株式&投信チーム

譲渡所得 分離課税チーム。税率は10%。このチームでは配当金 分配金も通算の対象になる。損失は3年間の繰越ができる。

- 日本株 (現物&信用)
- ミニ株・るいとう ●ETF
- Jリート ●外国株
- 海外ETF&ADR
- 株式型投資信託 など

損益の通算が
できる組合せは
決まっているのだ

損益の通算ができるのは、左にあげた3チーム内の金融商品で発生した損益のみ。チームをまたいだ通算はできない。

総合課税 雑所得チーム

雑所得 総合課税チーム。店頭FXやCFDといった人気商品が入っている。外貨預金は為替差益のみ通算ができる。繰越制度はない。

- 店頭FX
(為替差益・スワップポイント)
- CFD ●外貨預金 (為替差益)
- 純金・プラチナ積立
- 外国債券 (償還差損益)
など

分離課税 先物チーム

雑所得 分離課税チーム。税率は20%。取引所取引の商品が対象なのでFXはくりっく365と大証FXが入っている。損失は3年間の繰越ができる。

- 商品先物 ●くりっく365
- 大証FX ●日経225先物
- 日経225ミニ ●TOPIX先物
- TOPIXオプション取引
など

申告はいる？ いらぬ？ トクする申告はあるの？

儲けた人も減らした人も 株&投信の税金

ETFや
リートも
同じだよ!

09年1月1日から12月31日までの1年間の取引でどれだけ損益が発生したのか、すべての口座を合算して計算しよう。
利益が出ていたら確定申告を!

まずは、09年の売却損益を 把握しておこう!

一般口座で取引したら 売却損益は自分で計算

株式投資で得た損益はすべて合算して確定申告する——これが税金を節約する基本。株で儲けた人で「特定口座の源泉あり」を使っていれば申告不要だけど、それ



も他に収入がなくて利益が38万円以下なら確定申告することで税金が戻る。まして複数の証券会社の口座を使っている、儲けたり損をしたりという人は「特定口座の源泉徴収あり・なし」「一般口座の源泉徴収あり・なし」「一般口座」を問わず申告が必要かどうかわかよく検討しよう。

そのためには売却益や売却損の計算をしなければ。一般口座で取引している人は、自分で計算することになるので覚えてほしい。

計算式は「株の売却価額」から「株の取得価額（購入手数料も含む）」と「売却手数料」を差し引く。ある銘柄を、度々だけ売買しましたという時はこれでよし。でも、ある銘柄を買い増したときはどうすればいいのだろうか。「総平均法に準ずる方法」という計算方法を

使って取得価額の平均を計算すればいい。1回ごとの取得価額を「 $\text{購入株価} \times \text{株数} + \text{税込手数料}$ 」で計算して、「取得価額の合計」を「取得株数の合計」で割ると、平均取得価額がわかる。あとは左記の計算式に当てはめて損益を出すだけ。

投資信託の買取請求時の売却益、解約請求時の解約益、償還されたときの償還益は、09年の税制改正により譲渡益として申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要になった。08年末までは解約・償還の時の利益に対する税金は源泉徴収され申告不要だった

から、09年も同じ勘違いしないようにしよう。

その代わり買取・解約・償還の損益の通算・繰越控除、株の売却益との通算・繰越控除、株の配当金や株式型投信の分配金との通算・繰越控除ができるようになったのだ。

09年の売却損益を計算してみよう!

株の場合

基本的な売却損益の計算方法

株の売却価額 (= 売却株価 × 株数)

−

株の取得価額 (= 購入株価 × 株数 + 購入手数料)

−

売却手数料

||

売却(損)益

●計算例

■ 500円 × 1000株 (手数料 1050円)

● 800円 × 1000株 (手数料 1050円)

売却益 = (800円 × 1000株) − (500円 × 1000株 + 1050円) −

1050円 = 29万7900円

投資信託の場合

投信の売却益

(= 解約(償還)価額 − 個別元本額 − 売買手数料)

株や投信の解約益 償還益の計算は上の式に当てはめて計算を。投信の個別元本額は基準価額 × 口数で計算。追加購入の場合は初回の基準価額と口数、2回目以降の基準価額と口数も含めて計算する。



START
09年中に
株を売った



儲かった

損を出した

口座の種類は？

特定口座
(源泉徴収あり)
で取引

特定口座
(源泉徴収なし)
で取引

一般口座で
取引

複数口座で
取引

口座の種類に
カンケーなく、
申告しよう！

会社に勤めて
いますか？

株や投信の
儲けが20万円
超ですか？

申告は
不要

申告が
必要
P.40〜

申告が
必要
P.40〜

申告は
不要

特定口座(源泉
あり)で利益、
他で損失なら
税金が取り
戻せるかも
申告
P.44〜

損失を
繰り
越そう！
P.46〜

株の配当と
通算して、
税金を
取り戻そう
P.48〜

源泉徴収ありの特定口座以外で

20万円超儲かった
人は申告必須!!

損した人は確定申告しなくていいけど

申告すれば
節税期待大!

ざっくり
言うと…

確定
申告
Q&A

Q 信用取引の売却損益は
どう計算する？

A 信用取引を「特定口座の源泉徴収あり」以外の口座で行なった時は確定申告が必要。取引で得た利益から 借りの売買代金の金利や手数料などを差し引いた金額に税金がかかる。同じ銘柄を売買しても建玉ごとに損益を計算すること。

Q 株式分割したら
取得価額はどう計算する？

A 株を保有中に1株を1.5株とか、1株を2株というように株式分割されることがある。分割されると株価も理論上は同じ割合で「分割」されることになる。そこで平均取得価額も1対2の分割なら「平均取得価額÷2」で計算すればいい。

「しかも「特定口座の源泉徴収あり」を選んでいる人は、証券会社経由で納税を済ませているので原則として確定申告が不要。ただ損をした人で、来年の利益と相殺したいというのなら、確定申告して損益をはっきりさせておいたほうがいい。」

「しかし「特定口座の源泉徴収あり」を選ばない人は、確定申告をしなければならないし、確定申告も必要だが「みなし取得費の特例」(P.41参照)が使えない。売却益が出るたびに源泉徴収されることもないので、税金分も投資資金に回せるというメリットがある。とはいえ確定申告後にまとめて納税することになるので資金計画は慎重に。」

「証券会社や投資信託等を扱う銀行の証券口座には特定口座と一般口座がある。このうち特定口座で株や投信の売買をしている人は、1月中旬に証券会社から取引の明細を記録した「年間取引報告書」が送られてきたり、取引画面からダウンロードできるので、確定申告がずつつと簡単になる。」

「一般口座では自分で売買の明細を作らなければならないし、確定申告も必要だが「みなし取得費の特例」(P.41参照)が使えない。売却益が出るたびに源泉徴収されることもないので、税金分も投資資金に回せるというメリットがある。とはいえ確定申告後にまとめて納税することになるので資金計画は慎重に。」

特定口座で取引すれば
損益計算の手間が不要

自分が持つてる口座の種類を
チェックしよう!!

株でソンした人も節税チャンス！

3年間繰り越せる株&投信の損は

株や投信の取引で損をしたら、本来なら確定申告の必要なし。でも節税を考えたなら確定申告して損失を翌年以降に繰り越そう。3年分の利益と相殺できるぞ！

過去2年分の損失で09年の利益を相殺する場合



株でソンしてもきっちり申告して節税しよう！

繰り越した損失は合算することができるけど、3年間繰り越すルールは生きている。上の例では08年の損失は07年分30万円+08年分50万円の80万円。これは09年に繰り越せるので40万円の利益と差し引き。これで07年分が消えて、相殺した残りの40万円が10年、11年へ繰り越せるわけ。

過去2年分の損失があったのに09年に申告しなかった場合



たとえ取引がなくても、申告は継続しなくちゃもったいない!

損失を繰り越すためには取引しても、しなくても確定申告することが絶対条件。上の例では07年、08年と確定申告して損失を繰り越して80万円になったのに、09年は取引なしなので確定申告書に記載なし。すると80万円は10年に繰り越せない。もし10年に利益が出たら10%の税金を納めることに。

損失は古いほうから 削除していく

損をした人は確定申告の必要なし——税金を納めるという意味ではそうだけれど、株や投信の損失は3年にわたって繰り越すことができる。つまり2009年の損失は10年、11年、12年の利益と相殺できるというわけ。これを「譲渡損失の繰越控除」という。

繰り越してできるのは上場株や株式型の投資信託で生じた損失。未公開株（非上場株）の損失は繰り越せない。ただし相殺の相手となる売却益は、上場株や投信はもろろん未公開株のものでもいい。未公開株を売買する人は少ないかもしれないけれど、こちらの税率は上場株10%に対して本来の20%の損失と相殺したほうが節税効果は大い。

例えば09年に50万円の損失が出たら確定申告して繰り越しておく。10年に30万円の利益が出たら、繰



り越した損失と利益を差し引きする。それで、10年の利益に対する課税はなし。そして20万円は11年に繰り越して、その年の利益と相殺……。

別のケースとして、09年に50万円の損失が出て、10年はさらに20万円の損失が出たら、それらは合算して11年へ繰り越す。もし11年に60万円の利益が出たら、まず09年の50万円を使い、相殺しきれない分を、10年の損失で差し引きする。つまり損失は古いほうから順に控除していくことになる。

損失を繰り越すには、一般口座はもろろんのこと、特定口座の源泉徴収ありでも確定申告して損失を明らかにしておかなければならぬ。では10年の株取引はお休みなさいとしたら、損失はしつたものだろうか。たとえ取引をしなくても損失額を記載した確定申告書を出して11年、12年に損失を繰り越そう。

申告するかどうかは自分で決められる!

株&投信編

課税所得が少ない人は配当控除も念頭に

株で損した人の救済策 配当や分配金と通算できる!

株や投資信託を売買して損をした人にうれしいお知らせ!
株の配当や投信の分配金と通算ができるようになったのだ。通算する時は必ず申告分離課税を選ぼう。

株の配当・投信の分配金 ＝源泉徴収

原則
確定申告の
必要はない

申告しない
税率 10%

申告する

配当控除を
受けたい人は
こっち

総合課税

給与などの所得と合計した課税所得金額に対して課税。配当控除が受けられる。専業主婦では38万円を超えると配偶者控除などに影響も。

税率 15~50%

選べる!

New

申告分離課税

株などの譲渡損と損益の通算ができる。その代わり配当控除はない。他の所得とは分離されるので税率は10%と一定。

税率 10%

たとえばこんなイメージ

株で
50万円
損失

配当で
10万円

源泉徴収分を
取り戻せる!

40万円を繰越

申告分離か 総合課税かをチョイス

株の配当や投資信託の収益分配金にも税金がかかる。でも受け取った時点で源泉徴収されているので、原則として確定申告する必要はない。これはこれで便利な制度だけれど、株や投信を売って損をしたにもかかわらず、配当や分配金に課税されるというのは納得できない気がする。

そこで、救済策として確定申告するときに「申告分離課税」を選ぶと、株や投信などの譲渡損と「損益通算」ができるようになった。

例えば09年に株で50万円の損失を出した。でも10万円の配当を受け取って1万円源泉徴収されたとき、50万円の損失から10万円の配当を差し引くと40万円の損失が残るので、源泉徴収分を取り戻せるという。そして40万円の損は3年にわたって繰り越すことができる。

あるいは株で5万円損をした、配当を10万円もらったとき、差し引き5万円の利益が残る。本来なら10万円に課税されるところだけ、損益通算をしたことで5万円に対して課税されることになり、こちらでも節税効果が得られる。

申告にあたっては、「配当金計算書」が必要になる。振込みのタイミングで郵送されてきた横長の用

2010年1月から配当金も
特定口座に入られる!

ラクチン!

自動的に計算してくれる

10年分からは「特定口座の源泉徴収あり」で配当も分配金も受け取れるようになり、損益の通算も自動的に計算してくれる! ただし、はぶりの登録自体が変わるので、すべての保有銘柄の配当金が証券会社の預かり金に振り込まれることになる。

紙だ。もし、なくしてしまった場合でも、取扱いの信託銀行に問い合わせれば、支払い証明を発行してもらえるので、あきらめず問い合わせてみよう。銘柄ごとでもOK! 1週間から10日くらいで送られてくる。

一方、「総合課税」を選んだ時は累進税率が適用される。つまり所得が多くなるほど、税率も高くなるというわけだ。逆に、定の所得以下なら還付が受けられる。

原則的には申告不要！でも申告したら有利になることも

所得の少ない人は得するかも！ 株&投信の配当控除を申告しよう

源泉徴収されている配当や分配金にかかる税金だつて、確定申告すれば取り戻せることがある。所得の少ない人は「配当控除」を上手に使おう！

配当金を加えた 全所得で計算する！

株や配当の分配金を得た人で、所得の少ない人は総合課税を選んでほうが有利かも——という話を

もう少し詳しく解説。上場株式などの配当金は源泉税率10%、所得税7%+住民税3%を差し引かれて支払われる。なので通常は確定申告が不要。でも総合課税で確定申告すれば「配

当控除」という仕組みによって、配当金を加えた課税総所得に対して税率をかけ、そこから「配当控除額（配当金×配当控除率）」を差し引いて税金を支払う。例えば課税総所得が500万円

の人は、所得税の累進税率が20%、差し引く配当控除は10%なので所得税は10%。住民税も源泉徴収されていて、所得税と同じように配当控除が受けられる。その税率は住民税の累進税率10%から配当控除2・8%を差し引いて7・2%となる。所得税と住民税の合計税率は17・2%になってしまい、7・2%の税金を追加で納めることになる。だから申告すると不利に

なってしまうので、上の条件にひっかかるとも38万円を超えないように気をつけよう！

株の配当や投信の分配金 申告したほうが有利なケースは？

株主配当金

課税所得
330万円以下の人

申告したほうが有利

課税所得
330万円超の人

申告しないほうが有利

株式投資信託の普通分配金

課税所得
195万円以下の人

申告したほうが有利

課税所得
195万円超の人

申告しないほうが有利

原則として源泉徴収済みのために申告不要の株の配当や投信の分配金（普通分配金）でも課税所得によっては総合課税を選んで確定申告すると、源泉徴収された税金の一部が戻ることがある。そのボーダーラインが課税所得「330万円」と「195万円」だと覚えておこう。なお特別分配金は非課税なので申告の必要なし。

差し引く配当控除は10%なので所得税は10%。住民税も源泉徴収されていて、所得税と同じように配当控除が受けられる。その税率は住民税の累進税率10%から配当控除2・8%を差し引いて7・2%となる。所得税と住民税の合計税率は17・2%になってしまい、7・2%の税金を追加で納めることになる。だから申告すると不利に

専業主婦が株をやるなら、 特定口座(源泉徴収あり)を選ぼう！

→いくら儲けても10%源泉されるだけ

1 源泉ナシの口座で
38万円超儲けてしまうと...

夫の配偶者控除が
受けられなくなる

増税に

たった1万円のオーバーでも
19万円の増税になることも！*



2 株の配当を申告分離課税で
申告すると...

所得になってしまうので、
上の条件にひっかかるとも

38万円を超えない
ように気をつけよう！

